

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 30 年 8 月 20 日付けで行った法に基づく一時扶助決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかではないが、請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性ないし不当性を主張しているものと解される。

請求人は、〇〇区福祉事務所の職員に対し、かねてから単身世帯での保護を求めており、制度上それが認められるはずであったにもかかわらず、認められずに本件保護 1 を強いられた。単身世帯での保護が実施されていれば、請求人がトランクルームに家財を保管する必要はなかったのであるから、本件保護 1 の期間におけるトランクルーム代計 89 万 9500 円（予備的請求として、本件保護 2 開始時点におけるトランクルーム代債務残高 45 万円）を保護費として支給すべきである。

しかしながら、本件処分では、一時扶助費（家財保管料）として1万7000円しか支給されないというのであるから、本件処分は違法又は不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求については、行政不服審査法48条の法意に照らし、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 2月27日	諮問
平成31年 3月28日	請求人から主張書面を收受
平成31年 4月19日	審議（第32回第2部会）
令和 元年 5月17日	審議（第33回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の基本原則等

ア 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとされている。

イ 法11条1項によれば、保護の種類として、同項1号に「生活

扶助」が挙げられており、法12条1号によれば、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」の範囲内において、生活扶助を行うとされている。

ウ そして、法24条3項によれば、保護の実施機関は、保護の開始の申請（同条1項）があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条9項によれば、保護の変更の申請があった時も同様とされている。

(2) 臨時的な生活扶助費（一時扶助費）

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第7・2によれば、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。」とされており、当該特別の需要として、「(1)出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要 (2)日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要 (3)新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」が挙げられている。

(3) 家財保管料

ア 支給要件

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・2・(10)・エで基本生活費として規定されている

「家財保管料」は、次官通知第7・2・(1)の「出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要」として一時扶助されるものと解される。

局長通知第7・2・(10)・エによれば、家財保管料の支給要件は、「医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないものについては、入院又は入所（入院又は入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下同じ。）後1年間を限度として月額1万3000円の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえないこと。ただし、明らかに入院又は入所後1年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要とする者についてはこの限りではない。」とされている。

イ 都の運用

「生活保護運用事例集 2017年版」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課。以下「事例集」という。）問6-40によれば、「住居を失ったばかりの者が当面の居所として無料低額宿泊所や簡易宿所等を利用する場合、生活用品等の家財はあるものの保管場所がないケースが見受けられる。今まで使用してきた家財を失う可能性もあり、居宅設定後に生活用品を最初からそろえることにより自立を阻害する場合がある。直近までアパート生活を送っていた者であれば居宅生活が可能と判断される場合が極めて多いことから、次のように取り扱う。 アパート設定までの一時的居所として利用することを実施機関が認め、かつ短期間にアパート設定することを援助方針としている場合に限り、無料低額宿泊所や簡易宿所等（入居できる先がなくビジネスホテル等を利用した場合も含む）を利用する者についても家財保管料の支給を認める。その場合、保管するものとしては、当該被保護者が一時的居所と

して利用する場所に持ち込めない家具什器等とする。」とされている（以下「本件運用」という。）。

事例集における上記取扱いは、局長通知第7・2・(10)・エにおける家財保管料の取扱いの基準（上記ア）に合致するものであって、合理性があるものと認められる。

2 本件処分の検討

- (1) 局長通知第7・2・(10)・エが家財保管料を支給対象としている趣旨は、住居を失い、家財の保管場所がなくなった被保護者において、家財の処分を強いられる状況を防止し、その者の再度の自立を助長するという点にあると解されている。当該趣旨を踏まえれば、友人・知人等の居宅に一時的に身を寄せる場合についても、アパート設定までの一時的居所として利用することを実施機関が認め、かつ短期間にアパート設定することを援助方針としている場合において、無料低額宿泊所や簡易宿所等を利用するときも家財保管料の支給を認めるとする本件運用と同様に取り扱うべきと解される。

当該要件について本件の事実関係をみるに、請求人は、平成19年頃から〇〇さん宅へ身を寄せており、平成23年6月30日から、請求人ら世帯に対する保護が開始されたことが認められる。しかし、その際に、処分庁において、請求人に対し、早期に世帯分離をして、アパートを設定する等単身世帯で保護を開始するための援助方針があったとするような事実は認められない。

したがって、本件処分は、事例集問6-40に記載されている要件を充足する状況下でなされたものとは認められない。

- (2) また、局長通知第7・2・(10)・エによれば、家財保管料の支給対象期間としては、入院又は入所（入院又は入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時）後1年間に限定するとされている。当該「入院又は入所」に上記(1)のとおり知人宅へ一時的に身を寄せることも含めるとすると、本件における家財保管料の支給対象期間は、請求人が〇〇さん宅へ身を寄せて以降に被保護者となった平成

23年6月30日から1年の間（同日から平成24年6月29日までの間）に限られることとなる。

しかしながら、本件処分では、処分庁は請求人に係る家財保管料の支給対象期間を、平成25年9月から平成26年5月までの間としていることが認められるのであるから、本件処分は、支給対象となる期間の判断の点においても、上記1・(3)・アの要件を充足していないといえる。

(3) 以上のことから、その余の点について判断するまでもなく、本件処分は、法及び局長通知第7・2・(10)・エで規定されている家財保管料の支給要件を満たしていない処分であることは明らかであり、一時扶助の実施を決定した点において、違法の評価を免れない。

3 その上で、本件の特殊性に鑑み、以下のとおり、当審査会として意見を述べる。

行政不服審査法48条は、審査庁において、審査請求人の不利益に処分を変更することを禁止しているところ、当該禁止の趣旨は、審査請求制度が、国民の権利利益を救済することを目的としている（同法1条1項）点にあると解されている（小早川光郎＝高橋滋編著『条解行政不服審査法』249頁〔大江裕幸〕（弘文堂、2016）参照）。当該規定の趣旨に鑑みれば、審査請求の対象である処分が違法・不当であるとしても、当該処分を取り消すことが審査請求人の不利益になる場合には、審査庁は、「行政の適正な運営を確保する」（同法1条1項）点をさておくとしても、審査請求を認容して当該処分を取り消すとすべきではない（すなわち審査請求を棄却すべき）というほかはない。

本件処分は、法令等の求める支給要件を満たさないことが認められ、違法な処分であることは上記2のとおりである。しかし、本件処分は、請求人に対し一時扶助費として家財保管料11万7000円を支給するものであるところ、審査庁が本件処分を取り消すことを内容とする認容裁決を行った場合、請求人は、同額について過払いとなるため、

処分庁より同額の返還請求を受けることは明らかであるから、請求人にとって不利益な裁決となることは明らかである。

したがって、行政不服審査法４８条の法意に照らし、本件審査請求は棄却するのが相当である。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来